

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 4 月 1 2 日

須賀川市長 橋本 克也

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

大桑原地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 2 3 日（当初作成）

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

個人 4 1 経営体

法人 1 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが後継者が少ない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者、農業の廃業や経営転換をする方、また、分散作圃を解消のため利用権の設定を考えている方は原則として農地中間管理機構に貸し付けていくこととする。

6. 地域農業の将来のあり方

基盤整備地区内の農地や耕作放棄地が懸念される圃場については、中心経営体だけに限らず、新規就農者や定年後の帰農者・就農者にも呼びかけ、地域営農へ積極的に参加してもらいながら地域一体となり農地を守る体制を確立する。

また、中心経営体はあるが高齢化が進んでおり、地域の耕作面積を鑑みると十分とは言えず、地区外の担い手に農地中間管理機構等を活用し貸し付ける必要がある。